

# 第1期紀宝町障がい者計画（案）

令和6年3月

紀宝町



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨	1
2	障がい福祉制度の変遷	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象	3
<b>第2章</b>	<b>障がい者の現状</b>	<b>4</b>
1	総人口の推移	4
2	身体障がい	5
3	知的障がい	8
4	精神障がい	9
5	発達障がい	10
6	難病	10
7	アンケート調査から見える課題	11
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>39</b>
1	計画の基本理念	39
2	計画の基本目標	40
3	計画の施策体系	42
<b>第4章</b>	<b>具体的施策の内容</b>	<b>43</b>
1	権利擁護の推進と虐待防止、差別解消の取り組み	43
2	啓発と理解の促進	45
3	アクセシビリティと社会参加の環境づくり	46
4	障がい者・障がい児教育の推進	47
5	文化・スポーツの振興	49
6	医療・福祉サービスの充実	50
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	52
8	雇用・就業、経済的自立の支援	54
9	防災、防犯等の推進	56
<b>第5章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>58</b>
1	住民参画の推進	58
2	関係機関における連携	58
3	計画の点検・評価	58



# 第1章 計画策定にあたって

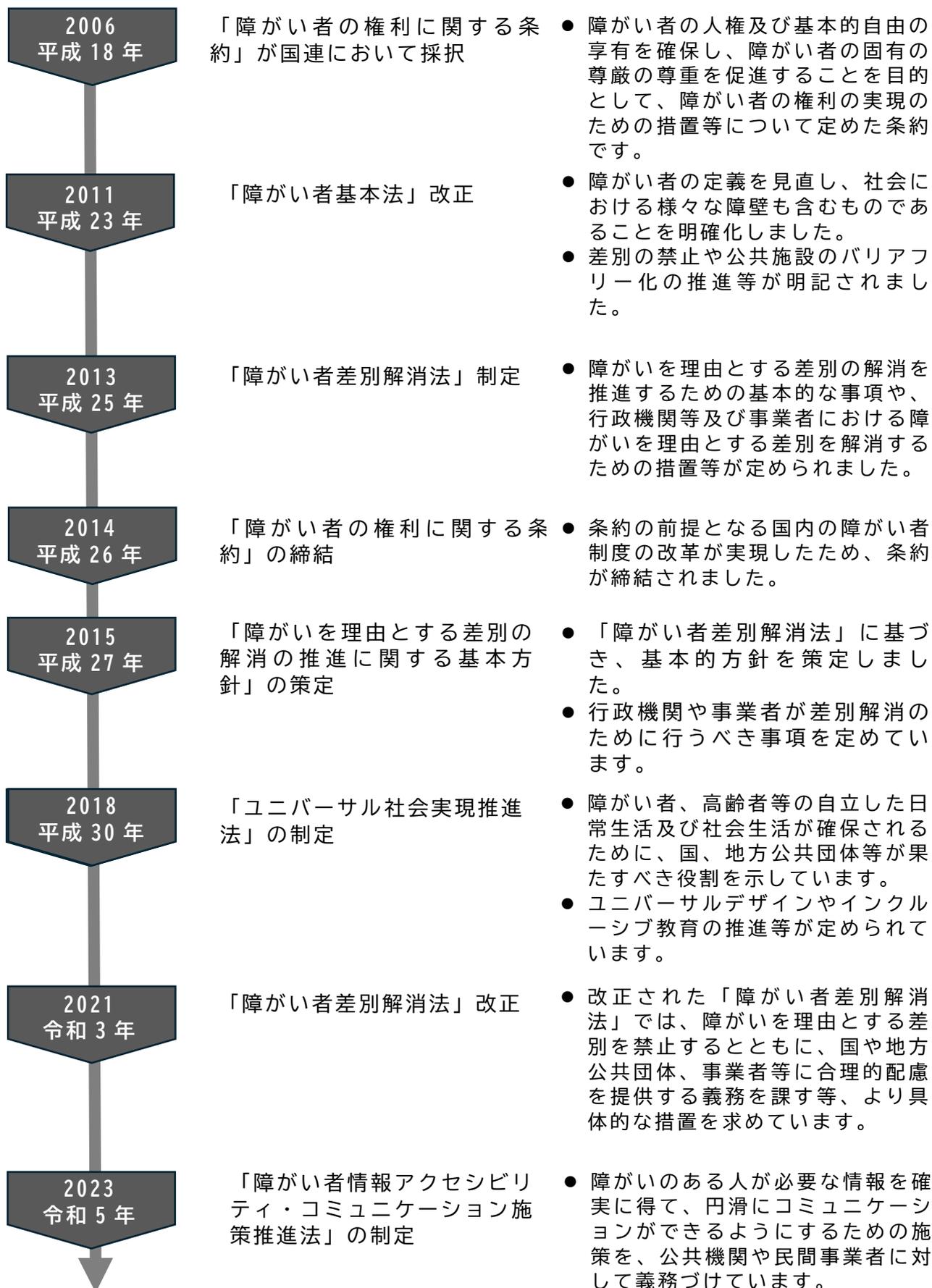
## 1 計画策定の趣旨

障がい者基本計画は、障がい者の自立及び社会参加を支援・促進するための施策を定めた最も基本的な計画であり、障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

平成5年に「障がい者基本法」が制定され、国は「障がい者基本計画」を策定し施策を総合的かつ計画的に進めることが求められました。平成16年に「障がい者基本法」が改正され、障がい者の差別の禁止の規定が盛り込まれるとともに、市町村に計画策定が義務付けられました。平成23年の改正では、平成19年に我が国が署名した「障がい者の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、社会モデルや合理的配慮等が条文に盛り込まれました。平成25年に制定された「障がい者差別解消法」が令和3年に改正され、行政機関だけではなく事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられました。このように、近年では障がい者が自立し、差別されることなく生活するための基盤を整備するために、より具体的な配慮や環境整備が求められるようになっていきます。国ではこれらの制度の変遷を踏まえ、令和5年に5年を計画期間とする「第5次障がい者基本計画」を策定しています。

本町においても、障がい者基本法の趣旨に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、紀宝町障がい者計画を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ります。

## 2 障がい福祉制度の変遷



### 3 計画の位置づけ

本計画は、「障がい者基本法」に基づく市町村障がい者基本計画であり、本町の障がい者施策に関する基本的な指針を示したものです。

本計画は、国の「障がい者基本計画」等を踏まえ、町の上位計画である「紀宝町総合計画」と整合を図りつつ策定しています。



### 4 計画の期間

本計画の実施期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	
障がい者計画	第1期紀宝町障がい者計画						次計画(予定)			
障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			第9期障がい福祉計画			
障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			第5期障がい児福祉計画			

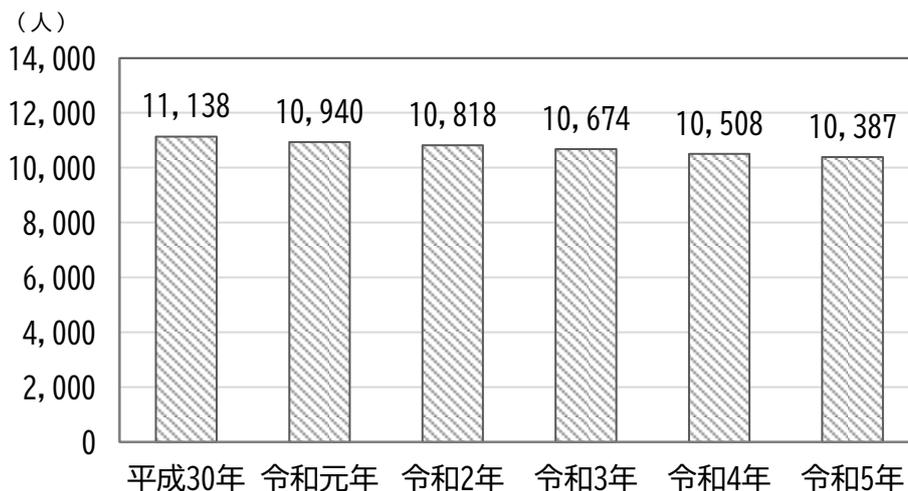
### 5 計画の対象

- 「障がい者基本法」の規定に基づく身体障がい、知的障がい、又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人
- 「発達障がい者支援法」の規定に基づく自閉症スペクトラム（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい等）、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいがある人
- 障がい者の定義に新たに加わった難病患者（治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である人）

# 第2章 障がい者の現状

## 1 総人口の推移

本町の人口は、平成30年の11,138人から5年後の令和5年には751人減り、10,387人と減少傾向にあります。



単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	11,138	10,940	10,818	10,674	10,508	10,387

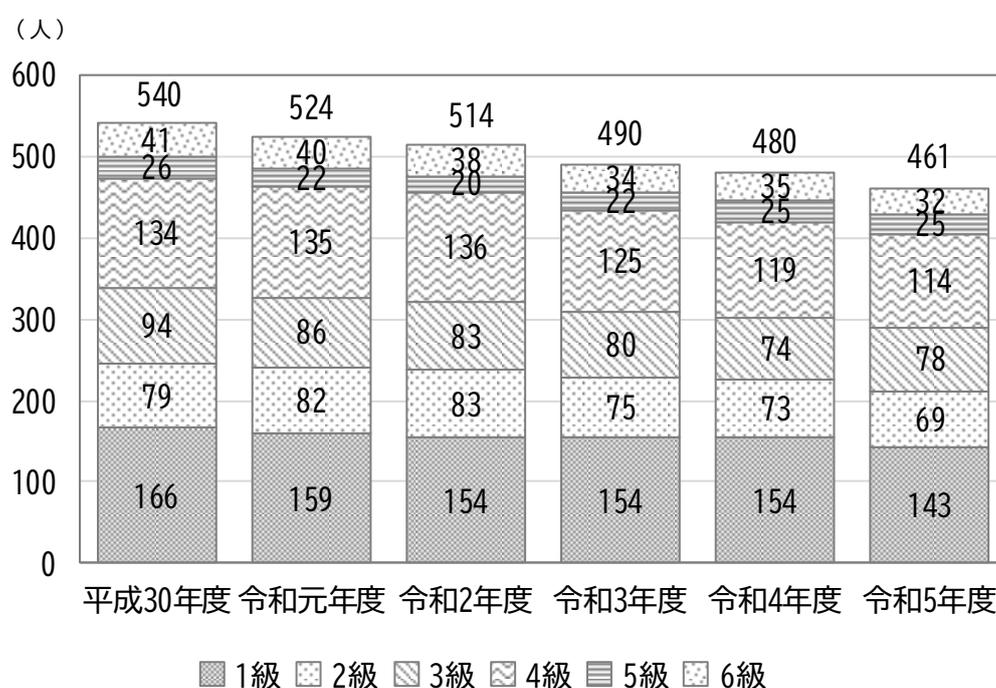
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 2 身体障がい

### (1) 身体障がい者手帳の等級別人数の推移

#### ■ 身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳の所持者数は、平成30年度の540人から5年後の令和5年度には79人減り461人と減少傾向にあります。



単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	166	159	154	154	154	143
2級	79	82	83	75	73	69
3級	94	86	83	80	74	78
4級	134	135	136	125	119	114
5級	26	22	20	22	25	25
6級	41	40	38	34	35	32
合計	540	524	514	490	480	461

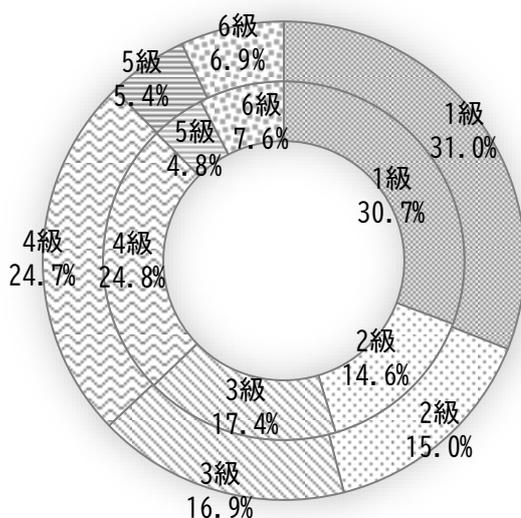
資料：福祉課（各年4月1日現在）

## 第2章 障がい者の現状

等級別に割合を見ると、1 級が 31.0%で最も多く、4 級が 24.7%が続いています。平成 30 年度からの変化を見ると、5 級が 0.6 ポイント増加している一方、6 級が 0.7 ポイント減少しています。

年齢別に見ると、18 歳未満と 18 歳以上のいずれも減少傾向にあります。

### ■等級別構成比（内側：平成 30 年度 外側：令和 5 年度）



### ■身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手帳所持者数	540	524	514	490	480	461
内 18 歳未満所持者	8	7	8	6	5	5
内 18 歳以上所持者	532	517	506	484	475	456

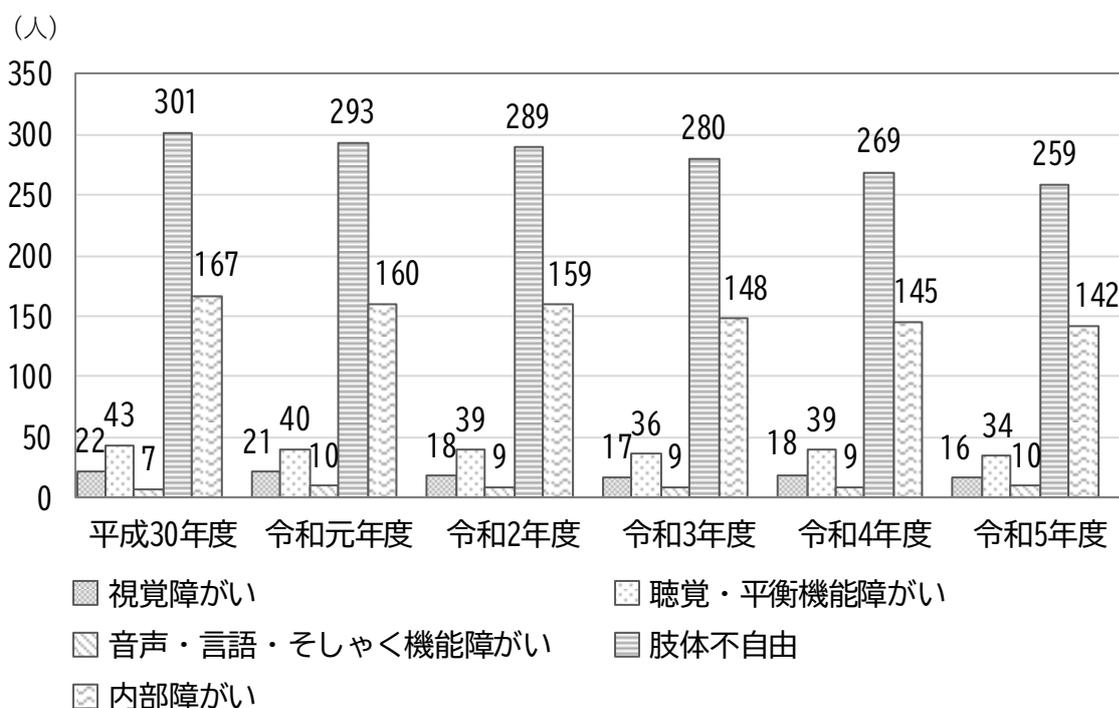
資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(2) 障がい種別人数の推移

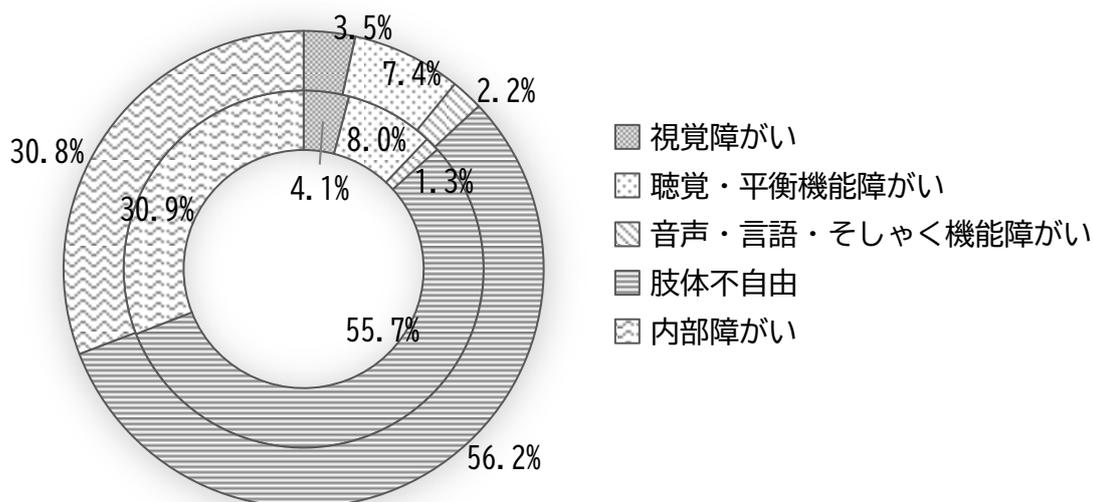
身体障がい者数を障がい種別で見ると、肢体不自由が最も多く、内部障がいが続いており、音声・言語・そしゃく機能障がい是最も少ないです。

障がい種別人数の推移を見ると音声・言語・そしゃく機能障がいは横ばいですが、それ以外は減少傾向にあります。

■障がいの種別人数の推移



■障がい種別構成比（内側：平成30年度 外側：令和5年度）



資料：福祉課（各年4月1日現在）

### 3 知的障がい

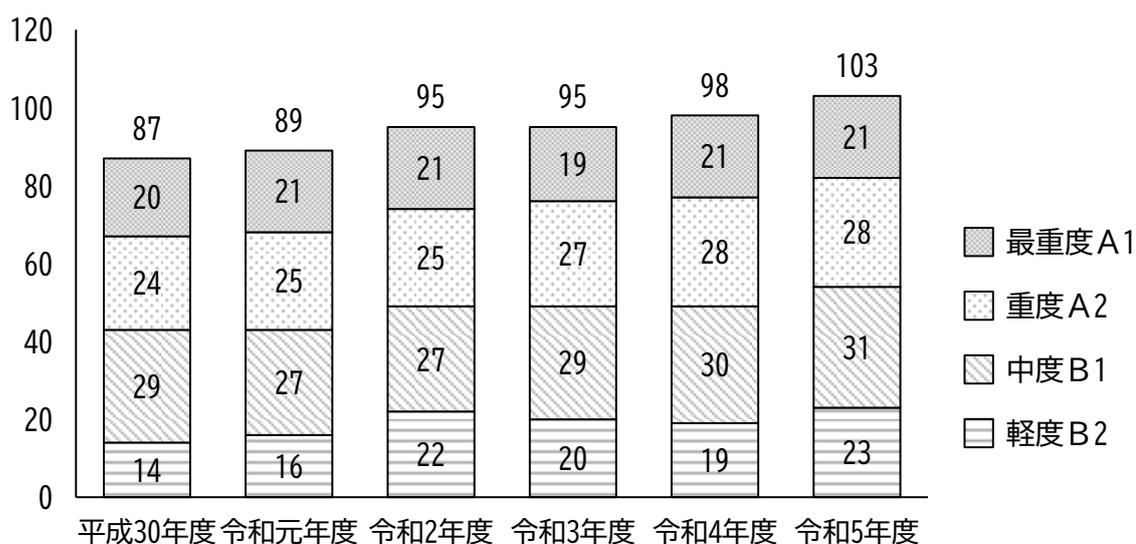
療育手症の所持者数は年々増加しています。重度別に見ると最重度A1は横ばいですが、それ以外は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A	44	46	46	46	49	49
最重度A1	20	21	21	19	21	21
重度A2	24	25	25	27	28	28
B	43	43	49	49	49	54
中度B1	29	27	27	29	30	31
軽度B2	14	16	22	20	19	23
合計	87	89	95	95	98	103

資料：福祉課（各年4月1日現在）



■療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳所持者数	87	89	95	95	98	103
内18歳未満所持者	16	17	25	23	26	30
内18歳以上所持者	71	72	70	72	72	73

資料：福祉課（各年4月1日現在）

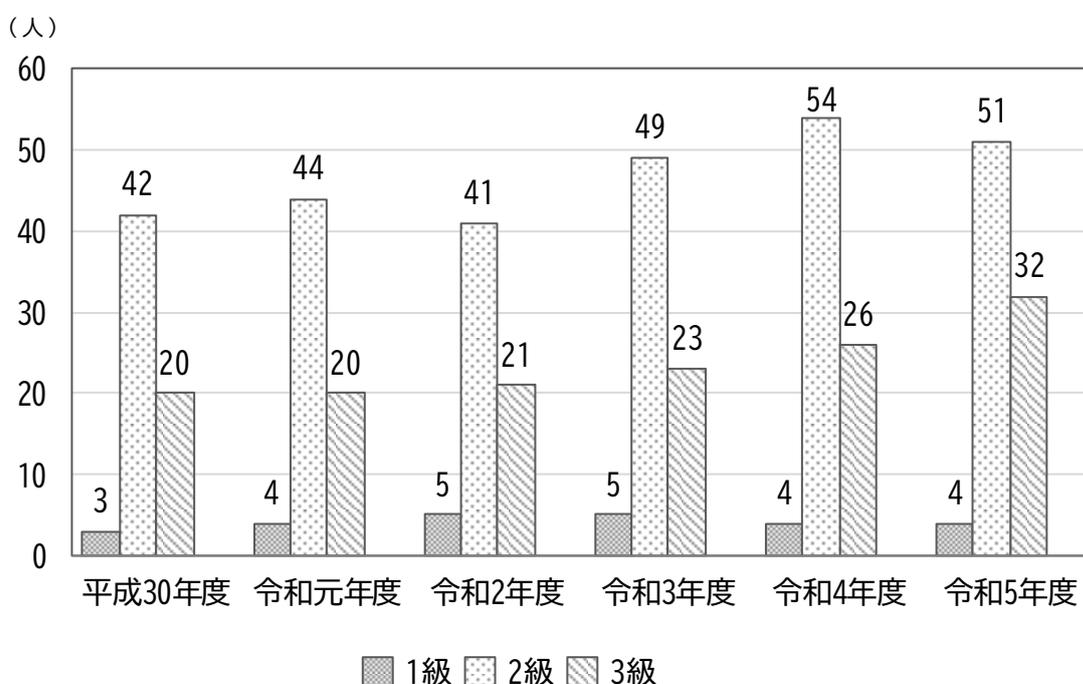
## 4 精神障がい

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年度の65人から5年後の令和5年度には22人増加し、87人です。等級別に推移を見ると、1級は横ばいとなっていますが、2級、3級は増加傾向にあります。

### ■精神障がい者保健福祉手帳所持者数等級別の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	3	4	5	5	4	4
2級	42	44	41	49	54	51
3級	20	20	21	23	26	32
合計	65	68	67	77	84	87



資料：福祉課（各年4月1日現在）

### ■自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	118	115	121	133	128	133

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## 5 発達障がい

平成17年4月、「発達障がい者支援法」が施行し、高機能自閉症、アスペルガー症候群等（自閉症スペクトラム）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）が発達障がいと定義されました。

この法律では、発達障がいの早期発見と発達支援に関する国や県、市町村の責務、学校教育における支援、就労への支援等、生活全般にわたる支援が示されています。

今後、発達障がいの早期発見と診断を促進し、必要な支援を提供するための体制の整備を実施するとともに、教育機関や職場での適切な支援を行い、特別支援教育や職場適応支援を強化することが重要です。

## 6 難病

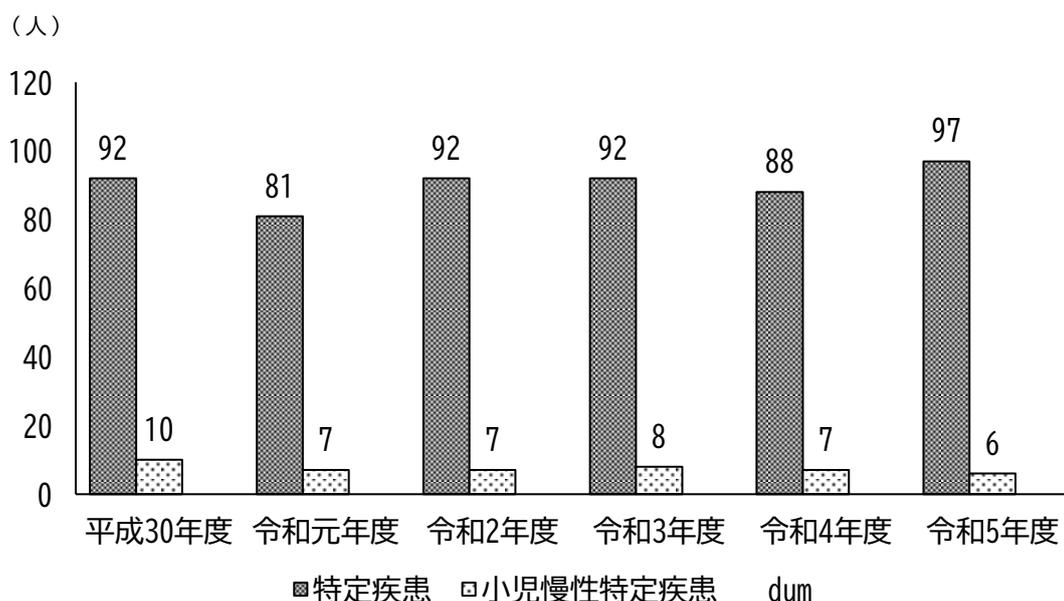
特定疾患医療受給者証所持者数は、特定疾患は年ごとに増減しながらほぼ横ばいで推移していますが、小児慢性特定疾患は減少傾向にあります。

### ■ 特定疾患医療受給者証所持者の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定疾患	92	81	92	92	88	97
小児慢性特定疾患	10	7	7	8	7	6

資料：福祉課（各年4月1日現在）



## 7 アンケート調査から見える課題

### (1) アンケート調査

#### ① 調査の概要

##### a. 調査の目的

紀宝町では現在、障がい者施策の基本的な計画として、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「紀宝町第1期障がい者計画」の策定に取り組んでいます。

このアンケート調査は、障がいのある方々から日常生活の状況やお考えを伺い、新しい計画並びに障がい者施策の基礎資料とさせていただくことを目的に実施したものです。

##### b. 調査の方法

- 調査対象地域：紀宝町全域
- 調査対象者：町内在住の障がい者手帳所持者・自立支援医療利用者・障がい福祉サービス利用者
- 調査期間：令和5年10月(調査基準日は令和5年10月1日)
- 調査方法：調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

##### c. 配布・回収数

配布数	有効回収数	有効回収率
629	289	45.9%

##### d. 報告書の見方(注意事項)

- グラフ及び表中の N 数 (number of case) は、設問に対する回答者数を表しています。
- 調査結果(グラフ)の比率は、その設問の回答者数(N数)を分母として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。したがって、端数処理のため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- 複数回答形式(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問については、その設問の回答者数(N数)を分母として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

## 第2章 障がい者の現状

問 あなたが所持している障害者手帳は、次のどれですか。該当する番号に○をつけてください。〔複数回答〕【N=281】

所持している障害者手帳については、「身体障害者手帳」が71.9%で最も高く、次いで「療育手帳」が19.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.0%です。一方、「手帳は取得していない」は2.1%です。

身体障害者手帳	71.9%
療育手帳	19.2%
精神障害者保健福祉手帳	10.0%
手帳は取得していない	2.1%

「手帳は取得していない」と回答した方におうかがいします。

問 現在ご利用されているものすべてに○をつけてください。〔複数回答〕  
【N=6】

「障がい児福祉サービス」が50.0%で最も高く、次いで「自立支援医療」が33.3%、「障がい者福祉サービス」が16.7%です。

自立支援医療	33.3%
障がい者福祉サービス	16.7%
障がい児福祉サービス	50.0%

問 現在、あなたと一緒に暮らしている人は、どなたですか。あなたからみた続柄で、該当する方をお答えください。〔複数回答〕【N=252】

一緒に暮らしている人については、「配偶者」が41.7%で最も高く、次いで「その他」が25.8%、「母親」が20.2%です。

配偶者	41.7%
父親	18.3%
母親	20.2%
息子	9.9%
娘	11.1%
兄弟	5.6%
姉妹	6.0%
息子の配偶者	0.4%
娘の配偶者	2.0%
祖父	0.4%
祖母	0.4%
孫	3.6%
友だち	0.8%
その他	25.8%

#### 【その他の記述内訳】

その他記述	割合
一人暮らし	9.5%
施設	7.1%
病院	0.8%
その他	0.8%
記述なし	7.6%

## 第2章 障がい者の現状

### 障がい種別クロス (身体障がい【N=171】、知的障がい【N=54】、精神障がい【N=25】)

障がい種別にみると、『身体障がい』では「配偶者」が57.3%で最も高いです。『知的障がい』では「その他」が51.9%、『精神障がい』では「母親」が48.0%で最も高いです。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
配偶者	57.3%	1.9%	20.0%
父親	6.4%	35.2%	44.0%
母親	8.2%	40.7%	48.0%
息子	14.0%	1.9%	0.0%
娘	14.0%	0.0%	8.0%
兄弟	2.3%	13.0%	12.0%
姉妹	3.5%	11.1%	4.0%
息子の配偶者	0.6%	0.0%	0.0%
娘の配偶者	2.3%	0.0%	4.0%
祖父	0.0%	1.9%	0.0%
祖母	0.0%	1.9%	0.0%
孫	4.7%	0.0%	4.0%
友だち	0.0%	1.9%	4.0%
その他	19.3%	51.9%	24.0%

#### 【その他の記述内訳】

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
一人暮らし	11.7%	1.9%	12.0%
施設	3.5%	20.4%	4.0%
病院	1.2%	0.0%	0.0%
その他	1.2%	0.0%	0.0%
記述なし	1.7%	29.6%	8.0%

問 主な介助者（あなたを介助する人）についておうかがいします。

（1）主な介助者はどなたですか。〔択一回答〕【N=234】

主な介助者については、「配偶者」が29.9%で最も高く、次いで「施設職員」が15.8%、「母親」が12.0%です。

配偶者	29.9%
父親	0.9%
母親	12.0%
息子	5.1%
娘	10.7%
兄弟	2.6%
姉妹	1.3%
息子の配偶者	1.3%
娘の配偶者	0.4%
祖父	0.0%
祖母	0.0%
孫	0.0%
友だち	0.9%
ホームヘルパー	1.7%
施設職員	15.8%
その他	1.3%
誰もいない	6.0%
介助は必要ない	10.3%

## 第2章 障がい者の現状

**障がい種別クロス**（身体障がい【N=170】、知的障がい【N=43】、精神障がい【N=18】）

障がい種別にみると、『身体障がい』では「配偶者」が37.6%で最も高いです。『知的障がい』では「施設職員」が53.5%で最も高く、「母親」が30.2%が続いています。『精神障がい』では「配偶者」「母親」が27.8%で高いです。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
配偶者	37.6%	0.0%	27.8%
父親	0.0%	4.7%	0.0%
母親	4.7%	30.2%	27.8%
息子	6.5%	2.3%	0.0%
娘	14.1%	0.0%	0.0%
兄弟	2.9%	2.3%	0.0%
姉妹	1.8%	0.0%	0.0%
息子の配偶者	1.8%	0.0%	0.0%
娘の配偶者	0.6%	0.0%	0.0%
祖父	0.0%	0.0%	0.0%
祖母	0.0%	0.0%	0.0%
孫	0.0%	0.0%	0.0%
友だち	0.6%	2.3%	0.0%
ホームヘルパー	2.4%	0.0%	0.0%
施設職員	8.2%	53.5%	16.7%
その他	1.8%	0.0%	0.0%
誰もいない	5.9%	0.0%	22.2%
介助は必要ない	11.2%	4.7%	5.6%

(2) 主な介助者の年齢は、何歳ですか。(令和5年10月1日現在)〔数値回答〕【N=196】

主な介助者の年齢については、「70歳代」が27.0%で最も高く、次いで「60歳代」が26.5%、「50歳代」が18.4%であり、60歳以上が65.7%を占めています。

20歳代	0.5%
30歳代	2.6%
40歳代	12.8%
50歳代	18.4%
60歳代	26.5%
70歳代	27.0%
80歳代	11.7%
90歳以上	0.5%

**障がい種別クロス** (身体障がい【N=134】、知的障がい【N=40】、精神障がい【N=18】)

障がい種別にみると、『身体障がい』では「70歳代」が32.1%、『知的障がい』では「40歳代」が35.0%、『精神障がい』では「60歳代」が33.3%で最も高いです。『身体障がい』『精神障がい』では60歳以上が過半数を占めていますが、『知的障がい』では60歳未満が72.5%を占めています。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
20歳代	0.0%	2.5%	0.0%
30歳代	1.5%	5.0%	5.6%
40歳代	6.0%	35.0%	11.1%
50歳代	15.7%	30.0%	16.7%
60歳代	29.9%	17.5%	33.3%
70歳代	32.1%	7.5%	27.8%
80歳代	14.2%	2.5%	5.6%
90歳以上	0.7%	0.0%	0.0%

## 第2章 障がい者の現状

問 以下の各種サービスについて、利用していますか、また今後利用したいですか。  
〔各項目ごと択一回答〕

### 利用状況

利用しているサービスについては、「④生活介護」が22.0%で最も高く、次いで「①居宅介護（ホームヘルプ）」が16.8%、「⑤施設入所支援」が16.0%です。  
児童（18歳未満）の方のみを対象とするサービスでは「⑰児童発達支援、放課後等デイサービス」が71.4%、「⑱保育所等訪問支援」が35.7%です。

	はい	
現在 ①居宅介護(ホームヘルプ)	 16.8%	【N=208】
現在 ②重度訪問介護	 5.3%	【N=187】
現在 ③短期入所(ショートステイ)	 5.8%	【N=189】
現在 ④生活介護	 22.0%	【N=186】
現在 ⑤施設入所支援	 16.0%	【N=188】
現在 ⑥共同生活介護(ケアホーム)	 1.7%	【N=180】
現在 ⑦共同生活援助(グループホーム)	 6.1%	【N=181】
現在 ⑧自立訓練(機能訓練・生活訓練)	 11.1%	【N=180】
現在 ⑨就労移行支援	 2.3%	【N=175】
現在 ⑩就労継続支援【A型：雇用型】	 2.9%	【N=172】
現在 ⑪就労継続支援【B型：非雇用型】	 7.6%	【N=171】
現在 ⑫同行援護	 1.9%	【N=162】
現在 ⑬行動援護	 3.6%	【N=165】
現在 ⑭移動支援事業	 8.0%	【N=175】
現在 ⑮地域活動支援センター	 5.7%	【N=174】
現在 ⑯日中一次支援事業(デイサービス)	 14.4%	【N=180】
現在 ⑰児童発達支援、放課後等デイサービス	 71.4%	【N=14】
現在 ⑱保育所等訪問支援	 35.7%	【N=14】

## 利用意向

今後利用したいサービスについては、「①居宅介護（ホームヘルプ）」が44.6%で最も高く、次いで「④生活介護」が44.3%、「⑤施設入所支援」が37.9%です。

児童（18歳未満）の方のみを対象とするサービスでは「⑰児童発達支援、放課後等デイサービス」が90.9%、「⑱保育所等訪問支援」が54.5%です。

	はい	
今後 ①居宅介護(ホームヘルプ)	44.6%	【N=175】
今後 ②重度訪問介護	30.4%	【N=161】
今後 ③短期入所(ショートステイ)	30.9%	【N=165】
今後 ④生活介護	44.3%	【N=158】
今後 ⑤施設入所支援	37.9%	【N=153】
今後 ⑥共同生活介護(ケアホーム)	18.7%	【N=150】
今後 ⑦共同生活援助(グループホーム)	22.5%	【N=151】
今後 ⑧自立訓練(機能訓練・生活訓練)	28.8%	【N=153】
今後 ⑨就労移行支援	12.7%	【N=150】
今後 ⑩就労継続支援【A型：雇用型】	13.4%	【N=149】
今後 ⑪就労継続支援【B型：非雇用型】	15.6%	【N=147】
今後 ⑫同行援護	9.3%	【N=140】
今後 ⑬行動援護	15.8%	【N=139】
今後 ⑭移動支援事業	34.0%	【N=147】
今後 ⑮地域活動支援センター	19.7%	【N=142】
今後 ⑯日中一時支援事業(デイサービス)	29.9%	【N=147】
今後 ⑰児童発達支援、放課後等デイサービス	90.9%	【N=11】
今後 ⑱保育所等訪問支援	54.5%	【N=11】

問 あなたは、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度を利用していますか。また、活用したいと思いますか。〔各項目ごと択一回答〕

① 事業の認知 (1)【N=196】、(2)－①【N=195】、(2)－②【N=195】

事業の認知については、「成年後見制度」の認知度（「知っている」の割合）が46.2%と最も高いです。「法人後見」が32.8%が続いており、「日常生活自立支援事業」は27.6%と最も低いです。

	知っている	知らない
(1)日常生活自立支援事業 認知	27.6%	72.4%
(2)－①成年後見制度 認知	46.2%	53.8%
(2)－②法人後見 認知	32.8%	67.2%

② 今後の利用意向 (1)【N=192】、(2)－①【N=189】、(2)－②【N=188】

今後の利用意向については、いずれの事業も65%以上が「わからない」としています。「利用したい」は「日常生活自立支援事業」が13.5%、「成年後見制度」「法人後見」が9.0%です。

	利用している	利用したい	利用したくない	わからない
(1)日常生活自立支援事業 利用意向	3.1%	13.5%	14.1%	69.3%
(2)－①成年後見制度 利用意向	1.6%	9.0%	22.2%	67.2%
(2)－②法人後見 利用意向	0.0%	9.0%	22.9%	68.1%

問 就労の状況や形態は次のどれですか。〔択一回答〕【N=173】

就労の状況や形態については、「就労を希望していない」が32.9%で最も高く、次いで「働きたくても働けない」が21.4%、「その他」が15.0%です。また、「常勤で仕事をしている」「パートタイムやアルバイト（内職）の仕事をしている」と回答した『仕事をしている』方は21.4%です。

常勤で仕事をしている （福祉的就労を含む）	13.9%
パートタイムやアルバイト（内職） の仕事をしている	7.5%
現在は仕事をしていないが探している	3.5%
学校へ通っている	5.8%
働きたくても働けない	21.4%
就労を希望していない	32.9%
その他	15.0%

障がい種別クロス（身体障がい【N=102】、知的障がい【N=46】、精神障がい【N=24】）

障がい種別にみると、『身体障がい』『知的障がい』では「就労を希望していない」がそれぞれ40.2%、34.8%で最も高いです。『精神障がい』では「働きたくても働けない」が41.7%で最も高いです。また、『知的障がい』では「常勤で仕事をしている（福祉的就労を含む）」が28.3%と、他の障がい種別に比べて高いです。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
常勤で仕事をしている （福祉的就労を含む）	6.9%	28.3%	16.7%
パートタイムやアルバイト（内職） の仕事をしている	8.8%	4.3%	8.3%
現在は仕事をしていないが探している	2.9%	2.2%	8.3%
学校へ通っている	1.0%	10.9%	8.3%
働きたくても働けない	22.5%	6.5%	41.7%
就労を希望していない	40.2%	34.8%	8.3%
その他	17.6%	13.0%	8.3%

## 第2章 障がい者の現状

問 あなたは通院していますか。また、通院している方は、どれくらいの頻度で通院していますか。〔択一回答〕【N=248】

通院頻度については、「月1回程度通院している」が39.1%で最も高く、次いで「その他の頻度で通院している」が21.8%、「月2回程度通院している」が15.7%です。『通院している』は合わせて約9割を占めています。

週2回以上通院している	8.9%
週1回程度通院している	3.6%
月2回程度通院している	15.7%
月1回程度通院している	39.1%
その他の頻度で通院している	21.8%
通院していない	10.9%

**障がい種別クロス**（身体障がい【N=170】、知的障がい【N=52】、精神障がい【N=23】）

障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「月1回程度通院している」が最も高いです。一方、『知的障がい』では「通院していない」が28.8%と、他の障がい種別に比べて高いです。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
週2回以上通院している	12.9%	1.9%	0.0%
週1回程度通院している	4.1%	0.0%	8.7%
月2回程度通院している	15.9%	7.7%	30.4%
月1回程度通院している	39.4%	34.6%	39.1%
その他の頻度で通院している	21.8%	26.9%	17.4%
通院していない	5.9%	28.8%	4.3%

問 あなたは保育所・幼稚園・学校に通所・通園・通学していますか。〔択一回答〕  
【N=141】

保育所・幼稚園・学校に通所・通園・通学している方（「はい」と回答）は9.9%です。



**障がい種別クロス**（身体障がい【N=81】、知的障がい【N=41】、精神障がい【N=15】）

障がい種別にみると、保育所・幼稚園・学校に通所・通園・通学している方は『知的障がい』では17.1%、『精神障がい』では13.3%です。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
はい	1.2%	17.1%	13.3%

前問で「はい」と回答した方におうかがいします。

問 あなたの通所・通園・通学は次のどれにあたりますか。〔複数回答〕【N=14】

通所・通園・通学先については、「放課後等デイサービス」「小・中学校・高等学校（普通学級）」が35.7%で高く、「盲学校・ろう学校・特別支援学校」が21.4%で続いています。

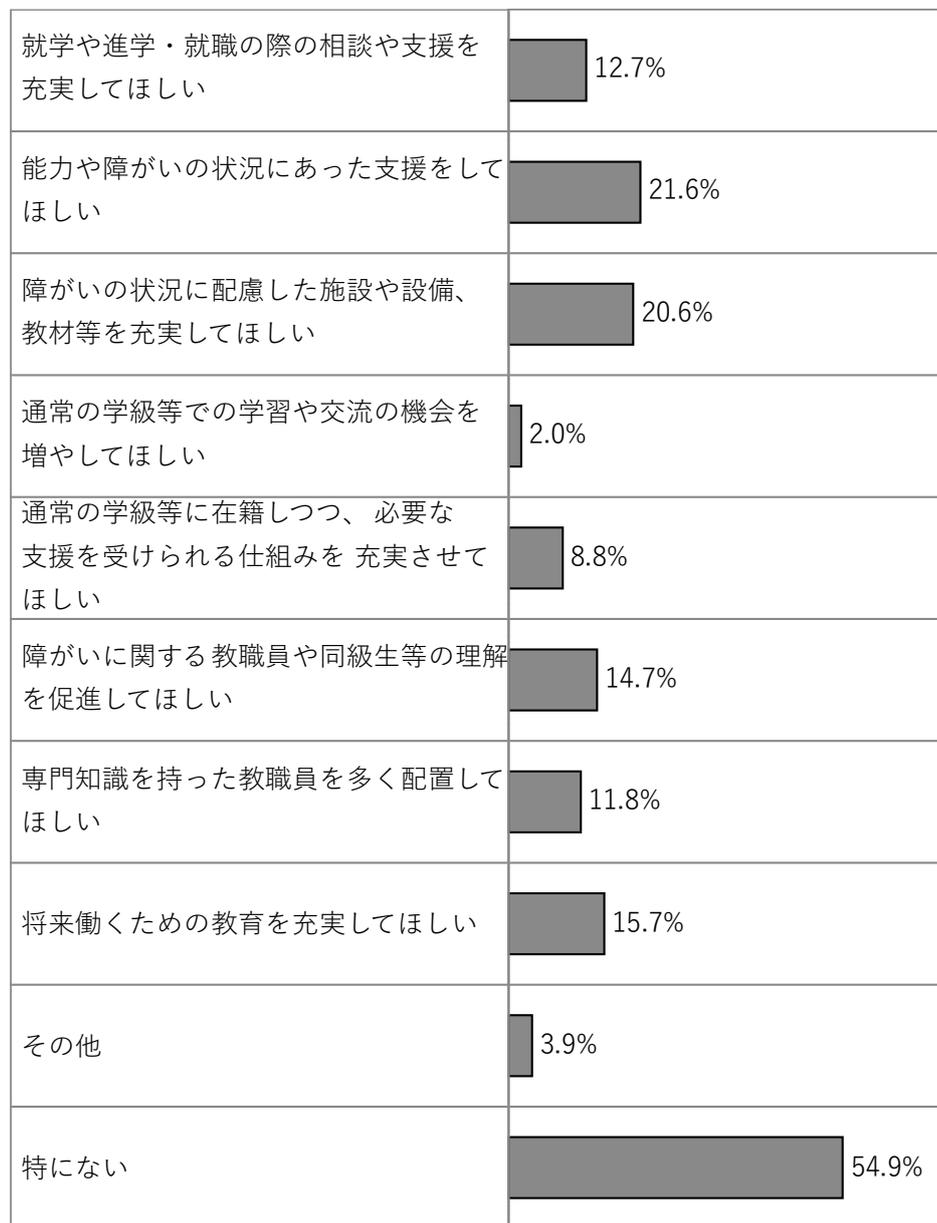
幼稚園・保育所	14.3%
児童発達支援施設	14.3%
放課後等デイサービス	35.7%
盲学校・ろう学校・特別支援学校	21.4%
小・中学校（特別支援学級）	14.3%
小・中学校・高等学校（普通学級）	35.7%
大学・短大・専門学校	0.0%
その他	0.0%

## 第2章 障がい者の現状

前問で「はい」と回答していない方におうかがいします。

問 保育や教育に関する要望を下記からお選びください。〔複数回答〕【N=102】

保育や教育に関する要望については、「特にない」が54.9%で最も高く、次いで「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が21.6%、「障がいの状況に配慮した施設や設備、教材等を充実してほしい」が20.6%です。



問 あなたは現在の仕事や職場に満足していますか。〔各項目ごと択一回答〕

現在の仕事や職場について満足度が高い項目（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）は、「④職場の人間関係の面」（85.3%）と「②仕事の内容」（82.8%）で80%を超えています。一方、満足度の低い項目（「不満である」と「どちらかといえば不満である」の合計）は、「⑤就労による収入」で41.1%です。

	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満である	不満である
①雇用の形態	47.1%	32.4%	5.9%	14.7%
②仕事の内容	51.4%	31.4%	5.7%	11.4%
③職場の施設や設備の面	45.5%	33.3%	12.1%	9.1%
④職場の人間関係の面	38.2%	47.1%	0.0%	14.7%
⑤就労による収入	26.5%	32.4%	17.6%	23.5%
⑥職場でのサポート	39.4%	39.4%	6.1%	15.2%

①【N=34】、②【N=35】、③【N=33】、④【N=34】、⑤【N=34】、⑥【N=33】

## 第2章 障がい者の現状

### 障がい種別クロス

障がい種別に満足度が高い項目をみると、『身体障がい』では「②仕事の内容」(80.0%)、「④職場の人間関係の面」(93.4%)、「⑥職場でのサポート」(80.0%)が、『精神障がい』では「①雇用の形態」(83.4%)、「③職場の施設や設備の面」(80.0%)が、80%以上と高いです。『知的障がい』では「⑤就労による収入」以外のすべての項目で満足度が80%以上と高いです。一方、いずれの障がい種別でも「⑤就労による収入」は満足度が低いです。

		満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満である	不満である
身体障がい	①雇用の形態	46.7%	26.7%	6.7%	20.0%
	②仕事の内容	46.7%	33.3%	13.3%	6.7%
	③職場の施設や設備の面	46.7%	26.7%	20.0%	6.7%
	④職場の人間関係の面	46.7%	46.7%	0.0%	6.7%
	⑤就労による収入	33.3%	13.3%	20.0%	33.3%
	⑥職場でのサポート	46.7%	33.3%	6.7%	13.3%
知的障がい	①雇用の形態	38.5%	46.2%	7.7%	7.7%
	②仕事の内容	57.1%	35.7%	0.0%	7.1%
	③職場の施設や設備の面	46.2%	38.5%	7.7%	7.7%
	④職場の人間関係の面	30.8%	61.5%	0.0%	7.7%
	⑤就労による収入	15.4%	61.5%	15.4%	7.7%
	⑥職場でのサポート	30.8%	53.8%	7.7%	7.7%
精神障がい	①雇用の形態	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%
	②仕事の内容	50.0%	16.7%	0.0%	33.3%
	③職場の施設や設備の面	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%
	④職場の人間関係の面	33.3%	16.7%	0.0%	50.0%
	⑤就労による収入	33.3%	16.7%	16.7%	33.3%
	⑥職場でのサポート	40.0%	20.0%	0.0%	40.0%

- ①(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=6】)  
 ②(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=14】、精神障がい【N=6】)  
 ③(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=5】)  
 ④(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=6】)  
 ⑤(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=6】)  
 ⑥(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=5】)

問 あなたが希望する仕事に就くうえで、どのような課題の解決が必要ですか。過去の経験も含めてお答えください。また、現在就労していない方は将来の予測でお答えください。

〔各項目ごと択一回答〕

希望する仕事に就くうえで課題解決の『必要度が高い項目（「とても必要」と「どちらかといえば必要」の合計が高い項目）』については、「④事業主の理解」（87.5%）、「⑤他の従業員や顧客などの理解」（85.1%）で85%を超えており、その他の項目についても80%を超えています。

	とても必要	どちらかといえば必要	どちらかといえば不必要	不必要
①障がいのある人の就労を支援する相談窓口	56.0%	29.1%	2.3%	12.6%
②専門的な支援員の配置	45.5%	35.9%	5.4%	13.2%
③障がいのある人に対する職業教育	43.8%	37.9%	5.3%	13.0%
④事業主の理解	61.5%	26.0%	0.0%	12.4%
⑤他の従業員や顧客などの理解	57.1%	28.0%	1.8%	13.1%
⑥通勤におけるバリア（道路や公共交通など）の解消	53.0%	29.9%	3.0%	14.0%
⑦職場の施設や設備面のバリアの解消	41.9%	38.1%	3.1%	16.9%
⑧自分自身の心理的な要因（不安・消極的など）の解消	45.7%	35.8%	4.3%	14.2%
⑨賃金面におけるベースアップ	40.8%	40.1%	5.1%	14.0%

①【N=175】、②【N=167】、③【N=169】、④【N=169】、⑤【N=168】、⑥【N=164】、⑦【N=160】、⑧【N=162】、⑨【N=157】

## 第2章 障がい者の現状

問 通勤や通学、施設や病院への通院など、外出するうえでの交通手段は何ですか。  
〔複数回答（3つ）〕【N=238】

外出するうえでの交通手段については、「自家用車（家族運転）」が50.8%で最も高く、次いで「自家用車（本人運転）」が28.2%、「バス」が16.8%です。

バス	16.8%
自家用車（本人運転）	28.2%
自家用車（家族運転）	50.8%
電車	1.3%
タクシー・介護タクシー	13.4%
自転車	5.0%
徒歩	7.6%
車いす・電動車いす	4.6%
その他	12.2%

問 紀宝町内における外出のとき、不便に感じたり困ったりすることは何ですか。  
 [複数回答]【N=194】

町内における外出時に不便に感じたり困ったりすることについては、「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」が38.7%で最も高く、次いで「特にない」が35.6%、「歩道に問題が多い」が26.3%です。

公共交通機関（バス、タクシー等） の利用が不便	38.7%
障がい者用駐車場がない、または少ない	8.2%
歩道に問題が多い	26.3%
建物内の設備が利用しにくい（階段、 トイレ、案内表示など）	10.3%
休憩できる場所が少ない （身近な公園のベンチなど）	14.9%
介助者がいないと外出できない	22.7%
その他	4.6%
特にない	35.6%

## 第2章 障がい者の現状

前問で「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」と回答した方におうかがいします。

「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」と思う理由〔複数回答〕  
【N=70】

公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便だと思う理由については、「便が少ない（予約をとりにくい）」が70.0%で最も高く、次いで「バス停が遠い」が35.7%、「降りたい所にバス停がない」が25.7%です。

バス停が分かりづらい	20.0%
便が少ない（予約をとりにくい）	70.0%
降りたい所にバス停がない	25.7%
乗降が難しい	20.0%
バス停が遠い	35.7%
予約が手間	10.0%

**障がい種別クロス**（身体障がい【N=46】、知的障がい【N=9】、精神障がい【N=14】）

障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「便が少ない（予約をとりにくい）」が最も高く、「バス停が遠い」が続いています。また、『精神障がい』では「バス停が分かりづらい」が28.6%と、他の障がい種別に比べて高いです。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
バス停が分かりづらい	15.2%	11.1%	28.6%
便が少ない（予約をとりにくい）	65.2%	77.8%	71.4%
降りたい所にバス停がない	28.3%	11.1%	28.6%
乗降が難しい	26.1%	22.2%	7.1%
バス停が遠い	39.1%	33.3%	35.7%
予約が手間	10.9%	0.0%	14.3%

問 地震など災害発生時の避難方法等についておたずねします。

(1) 一人で避難することができますか〔択一回答〕【N=242】

災害発生時に一人で避難することについては、「できない」が50.4%で最も高く、次いで「できる」が35.1%、「わからない」が14.5%です。

できる		35.1%
できない		50.4%
わからない		14.5%

**障がい種別クロス** (身体障がい【N=161】、知的障がい【N=49】、精神障がい【N=26】)

障がい種別にみると、『身体障がい』『知的障がい』では「できない」がそれぞれ52.2%、69.4%で最も高いです。一方、『精神障がい』では「できる」が53.8%で最も高いです。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
できる			
できない			
わからない			

第2章 障がい者の現状

(1) で「できない」と回答した方におうかがいします。

(2) 避難するのに困ることは何ですか。〔択一回答〕【N=84】

避難するのに困ることについては、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が47.6%で最も高く、次いで「その他」が36.9%、「緊急時の介助者がいない」が7.1%です。

避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）	47.6%
緊急時の介助者がいない	7.1%
介助している人が高齢・病弱等で緊急時の介助ができない	2.4%
近隣の人間関係が疎遠でお願いできない	1.2%
災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない	1.2%
災害時の情報入手・連絡の手段がない	3.6%
その他	36.9%

その他記述	比率
一人で移動できない（介助者がいればできる）	9.5%
施設職員に任せている	7.1%
子どもだから	3.6%
その他	4.8%
記述なし	10.7%

**障がい種別クロス**（身体障がい【N=56】、知的障がい【N=26】、精神障がい【N=2】）

障がい種別にみると、『身体障がい』では「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が66.1%、『知的障がい』では「その他」が80.8%で最も高いです。『精神障がい』では「災害時の情報入手・連絡の手段がない」「その他」が50.0%です。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）	66.1%	11.5%	0.0%
緊急時の介助者がいない	10.7%	0.0%	0.0%
介助している人が高齢・病弱等で緊急時の介助ができない	1.8%	3.8%	0.0%
近隣の人間関係が疎遠でお願いできない	1.8%	0.0%	0.0%
災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない	0.0%	0.0%	0.0%
災害時の情報入手・連絡の手段がない	1.8%	3.8%	50.0%
その他	17.9%	80.8%	50.0%

**【その他の記述内容】**

記述内容	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者福祉保険手帳
一人で移動できない（介助者がいればできる）	8.9%	11.5%	0.0%
施設職員に任せている	5.4%	15.4%	0.0%
子どもだから	0.0%	7.7%	0.0%
その他	3.6%	7.7%	50.0%
記述なし	0.0%	38.5%	0.0%

## 第2章 障がい者の現状

問 日常生活において、障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。

〔択一回答〕【N=228】

日常生活で障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じるかどうかについては、「ほとんど感じたことはない」が36.4%で最も高く、次いで「まったく感じたことはない」が29.8%と、合わせて『感じたことはない』が66.2%を占めています。一方、「ときどき感じる」(25.4%)と「よく感じる」(8.3%)を合わせた『感じる』は33.7%です。

よく感じる	8.3%
ときどき感じる	25.4%
ほとんど感じたことはない	36.4%
まったく感じたことはない	29.8%

**障がい種別クロス** (身体障がい【N=150】、知的障がい【N=47】、精神障がい【N=27】)

障がい種別にみると、『身体障がい』では『感じたことはない』が77.4%を占めています。一方、『知的障がい』『精神障がい』では『感じる』がそれぞれ57.4%、51.8%と過半数を占めています。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
よく感じる	5.3%	8.5%	25.9%
ときどき感じる	17.3%	48.9%	25.9%
ほとんど感じたことはない	40.7%	21.3%	33.3%
まったく感じたことはない	36.7%	21.3%	14.8%

前問で「よく感じる」または「ときどき感じる」と回答した方におうかがいします。

問 どのようなことやときに差別や偏見、疎外感を感じますか。〔複数回答〕【N=71】

差別や偏見、疎外感を感じる場面については、「街かどでの人間の視線」が49.3%で最も高く、次いで「人間関係」が38.0%、「仕事や収入」が22.5%です。

仕事や収入	22.5%
教育の場	2.8%
人間関係	38.0%
冠婚葬祭	8.5%
スポーツ・趣味の活動	5.6%
街かどでの人間の視線	49.3%
店などでの応対・態度	18.3%
町役場職員の応対・態度	9.9%
交通機関の利用	16.9%
その他	12.7%

## 第2章 障がい者の現状

### 障がい種別クロス（身体障がい【N=32】、知的障がい【N=23】、精神障がい【N=14】）

障がい種別にみると、『身体障がい』では「人間関係」「街かどでの人間の視線」が37.5%、『知的障がい』では「街かどでの人間の視線」が82.6%、『精神障がい』では「人間関係」が64.3%で最も高いです。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
仕事や収入	21.9%	21.7%	21.4%
教育の場	0.0%	8.7%	0.0%
人間関係	37.5%	17.4%	64.3%
冠婚葬祭	12.5%	4.3%	7.1%
スポーツ・趣味の活動	9.4%	0.0%	7.1%
街かどでの人間の視線	37.5%	82.6%	28.6%
店などでの応対・態度	15.6%	17.4%	28.6%
町役場職員の応対・態度	9.4%	0.0%	28.6%
交通機関の利用	25.0%	4.3%	21.4%
その他	12.5%	4.3%	21.4%

問 全員におうかがいします。障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。〔複数回答（5つ）〕【N=218】

障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が52.3%で最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が42.7%、「障がいに応じたサービスのさらなる多様化」が32.6%です。

何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	52.3%
サービス利用の手続きの簡素化	42.7%
行政からの福祉に関する情報提供の充実	29.4%
保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	15.6%
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	6.4%
いろいろなボランティア活動の育成	8.7%
在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実	31.7%
リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	15.6%
地域でともに学べる保育・教育内容の充実	1.8%
職業訓練の充実や働く場所の確保	10.6%
障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	12.4%
利用しやすい道路・建物などの整備・改善	14.7%
障がいに対応した町営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の充実	21.1%
災害のときの避難誘導體制（緊急通報システムなど）や福祉避難所の整備	22.9%
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	9.2%
本人や家族の積極性	8.3%
必要な関係機関へスムーズにつながるシステムの構築	14.2%
障がいに応じたサービスのさらなる多様化	32.6%
その他	3.2%

## 第2章 障がい者の現状

### 障がい種別クロス（身体障がい【N=149】、知的障がい【N=41】、精神障がい【N=22】）

障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高いです。次いで『身体障がい』では「サービス利用の手続きの簡素化」が45.6%、『知的障がい』では「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」「災害のときの避難誘導體制や福祉避難所の整備」が34.1%、『精神障がい』では「サービス利用の手続きの簡素化」「障がいに応じたサービスのさらなる多様化」が50.0%です。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	51.7%	43.9%	63.6%
サービス利用の手続きの簡素化	45.6%	29.3%	50.0%
行政からの福祉に関する情報提供の充実	30.9%	19.5%	36.4%
保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	16.1%	9.8%	27.3%
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	4.7%	12.2%	13.6%
いろいろなボランティア活動の育成	2.7%	31.7%	9.1%
在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実	36.9%	19.5%	18.2%
リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	14.1%	9.8%	22.7%
地域でともに学べる保育・教育内容の充実	2.0%	2.4%	4.5%
職業訓練の充実や働く場所の確保	9.4%	4.9%	22.7%
障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	8.1%	34.1%	4.5%
利用しやすい道路・建物などの整備・改善	18.1%	2.4%	4.5%
障がいに配慮した町営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の充実	19.5%	26.8%	27.3%
災害のときの避難誘導體制（緊急通報システムなど）や福祉避難所の整備	22.8%	34.1%	13.6%
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	7.4%	9.8%	18.2%
本人や家族の積極性	8.7%	4.9%	9.1%
必要な関係機関へスムーズにつながるシステムの構築	12.1%	14.6%	18.2%
障がいに応じたサービスのさらなる多様化	32.2%	24.4%	50.0%
その他	2.7%	4.9%	4.5%

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本町では、障がい者の基本的な権利を尊重し、障がい者の尊厳を守り、個人の尊厳を重んじ、障がいのある人もない人も、その人らしく、地域社会の中で共に生活することを目指しています。

そのためには、障がいのある人も対等の構成員として差別されることなく社会のあらゆる分野で参画し活躍できる機会が確保され、人々が支えあう社会（ノーマライゼーション）を実現することが必要です。

また、障がい者が自立し、地域で暮らすためには、障がいの種類、程度に応じた適切な教育を生涯にわたって受けられることが必要であり、住民に対しては障がい者に対する理解を深めるため、啓発を継続して行うことが重要です。

加えて、障がい者、高齢者等が自立した日常生活及び社会生活を安心・安全に送るために、障壁となるものが取り除かれたまちづくり（バリアフリー）を目指す必要があります。

これらの課題を解決し、障がいのある人が地域社会の中で自立して生活できるよう本計画を推進するために、基本理念を以下のように定めます。

愛着のある場所で  
障がいのある人もない人も  
ともに輝きくらすまち

## 2 計画の基本目標

基本理念を実現するための具体的な施策の方向性として、次の9つの基本方針を定めます。

### 1. 権利擁護の推進と虐待防止

---

障がい者があらゆる分野で平等に扱われるとともに、差別や偏見、虐待から守られ、安心して暮らせるような環境を構築するために、権利擁護の推進と虐待防止の施策を実施します。

### 2. 啓発と理解の促進

---

障がい者が地域で安心して暮らし、社会活動に参加できるよう住民の障がい者に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発を行います。

### 3. アクセシビリティと社会参加の環境づくり

---

障がい者を含む全ての人々が、情報やサービス、施設などを利用し、行政手続きが可能となるようアクセシビリティを改善し、障がい者の社会参加を促進します。

### 4. 障がい者・障がい児教育の推進

---

障がい者が将来にわたり、自立して生活ができるためには適切な障がい者・障がい児教育を受けることが重要です。それぞれの障がいの種類や意向にそった障がい者・障がい児教育を推進します。

### 5. 文化・スポーツの振興

---

障がいの有無にかかわらず、文化やスポーツは生活に活力を与えるとともに、人との交流を促進します。障がい者が文化やスポーツに親しむ環境を整備するとともに、文化やスポーツを通じて人との交流や社会参加を促進します。

### 6. 医療・福祉サービスの充実

---

障がい者が地域で自立して生活をするためには、医療・福祉サービスによる支援が必要です。障がい者それぞれの多様なニーズに対応し、医療・充実させます。

## 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

---

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、自らの考えを表明したり、サービスを選択するなど意思決定ができることが望まれます。総合的な相談支援の充実や、公共交通による移動環境を整備するなど自立した生活の支援や意思決定の支援を推進します。

## 8. 雇用・就業、経済的自立の支援

---

障がい者が地域で自立するためには経済的な自立が重要な要素となります。就労の意思のある障がい者を支援するとともに、企業等の理解を深め、就労環境の改善に努めます。

## 9. 防災、防犯等の推進

---

災害発生時における障がい者の被害を最小限にするためには、平常時での準備が重要です。地域防災計画との連携に基づき訓練等を実施するとともに避難行動要支援者名簿を最新に保つなどの準備を推進します。また、障がい者が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないように支援を行います。

### 3 計画の施策体系

総合計画の  
将来像

基本理念

基本目標

海・山・川の恵みに抱かれ、ともに輝き創造するまち  
一人ひとりがきらりと輝き、みんなが主役のまちづくり

愛着のある場所で 障がいのある人もない人も ともに輝きくらすまち

1 権利擁護の推進と虐待防止、差別解消の取り組み

2 啓発と理解の促進

3 アクセシビリティと社会参加の環境づくり

4 障がい者・障がい児教育の推進

5 文化・スポーツの振興

6 医療・福祉サービスの充実

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

8 雇用・就業、経済的自立の支援

9 防災、防犯等の推進

## 第4章 具体的施策の内容

### 1 権利擁護の推進と虐待防止、差別解消の取り組み

#### 【現状と課題】

障がい者基本法は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が等しく基本的人権をもった個人として尊重される社会の実現を目指しています。そのためには障がいのある人々が社会のあらゆる分野で平等に扱われるとともに、差別や偏見、虐待から保護されることが重要です。また、障がい等により判断能力が不十分な人の権利を守るために成年後見人制度等の環境整備が必要です。

アンケート調査では、成年後見制度を知っていると答えた人は46.2%と半数以下にとどまっており、今後さらなる知名度の向上が求められます。

今後、企業、地域、事業所、関連団体等と連携を図りながら、障がい者差別の解消と権利擁護の推進に向けた取り組みを実施することが必要です。障がい者の権利侵害を防止し、被害の救済を図ることが必要です。

#### 【今後の取組】

- 判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないように、制度の周知と利用の促進を図ります。
- 成年後見制度について、制度利用が必要な方に対して、円滑に支援できる体制を構築していきます。
- 関係機関との連携を強化し、虐待防止に関する相談窓口の機能の充実を図ります。
- 障がいのある人が不当な差別的取り扱いを受けることのないよう、合理的配慮の啓発に努めます。

実施施策	概要
成年後見制度の利用促進	判断力の不十分な人の権利を守る成年後見制度を周知するとともに利用を促進します。
虐待防止の取組及び早期発見の推進	障がい者に対する虐待を防止し、早期に発見するための取組を推進します。
障がいを理由とする差別解消の推進	職場、学校等様々な場所で障がい者への差別が行われないように啓発と防止策を実施します。
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障がい者が消費者トラブルにより被害を受けないように防止するとともに被害を受けた人の救済を行います。

#### 第4章 具体的施策の内容

実施施策	概要
権利擁護の推進	意思表示の困難な障がい者などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を促進するとともに、権利擁護機関と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。
苦情の解決	利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に解決するため、サービス事業者には相談窓口を利用者に明示し、適切に対応するよう促すとともに、サービス事業者の相談窓口で解決できない場合等には、県等の関係機関とも連携を取りながら解決に努めるなど、利用者の快適なサービス利用を促進します。

## 2 啓発と理解の促進

### 【現状と課題】

障がい者を含むすべての地域住民にとって、住みよい平等なまちづくりを進めていくためには、住民一人ひとりが障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。

アンケート調査では、どんなことやときに差別や偏見、疎外感を感じますか、という問いに対して、約半数が「街かどでの人間の視線」と答えており、また「人間関係」と答えた人が38.0%いました。特に知的障がい者は約8割が「街かどでの人間の視線」、精神障がい者の6割が「人間関係」と答えるなど、これらの障がいに対する理解はまだ進んでいないのが現状です。

障がい者に関する正しい情報を提供し、理解を深めるための機会を設けるなど、障がい者に対する啓発活動や理解促進活動を実施するとともに、障がい者差別解消法を普及啓発し、障がい者差別をなくすための取り組みを推進することが必要です。

### 【今後の取組】

- 町職員をはじめ、関係する職員に対して、障がいに関する研修や講演会の機会を拡充し理解を促進します。
- 各種相談支援機関や事業所、民生委員児童委員とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。
- 町民を対象にした、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図ります。

実施施策	概要
啓発・広報の推進	障がいについての理解が広がるように啓発・広報活動を実施します。
ボランティア活動の推進	障がい者を支援するボランティア活動への支援を推進します。
障がい者関係団体による啓発活動の促進	障がいに関して、広く住民の理解を深めるために、障がい者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。また、各団体の自主的な研修や学習会等について、その開催のための支援を行います。
障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識の普及	障がい者に直接かかわる機会の多い町職員に意識の向上や理解を深めるため、研修や啓発の促進を図るとともに、同じくかかわりの多い学校や医療機関、さらに企業等についても、障がいについての正しい理解と認識の普及に努めます。

### 3 アクセシビリティと社会参加の環境づくり

#### 【現状と課題】

アクセシビリティとは、「誰もが利用できること」を意味し、障がい者も含めたすべての人が、情報やサービス、施設などを利用できるようにすることです。障がいのない人にとって何でもない行為が、障がいのある人にとっては困難であることがしばしば起こり得ます。

アンケート調査では、外出のときに不便に感じたり困ったりすることは何ですか、という問いに対して、「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」と答えた人が38.7%、「歩道に問題が多い」と答えた人が26.3%います。

また、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行され、市町村には障がい者による情報の取得や利用等に係る施策を策定し、及び実施する責務が課されました。

だれもが住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がい者の立場にたって、住みやすく移動しやすい環境の整備、行政情報や手続きへのアクセスの向上、バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを推進することが必要です。

#### 【今後の取組】

- 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援に関するサービスを提供する事業所の確保や支援に努めます。
- 障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。
- 福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。

実施施策	概要
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	障がい者の利用に配慮した施設や製品の普及を促進します。
行政情報・行政手続きのアクセシビリティの向上	障がいのある人が受け取りやすい形での行政情報の発信や、障がい者に配慮した行政手続きの環境整備を推進します。
公共施設のバリアフリーの推進	公共施設のバリアフリー化を推進します。
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	障がい者をはじめ全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインを採用したまちづくりを推進します。
電子媒体の活用	インターネットを活用し、障がい者への情報提供サービスの充実を図ります。また、ホームページを活用した広報・啓発を行うと同時に、情報バリアフリーに配慮した情報の提供に努めます。

## 4 障がい者・障がい児教育の推進

### 【現状と課題】

障がい者や障がい児が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、可能な限り共に教育を受けることができる仕組み（インクルーシブ教育）を整備するとともに、障がいのある子どもが教育を受ける上で直面する可能性のある障壁を除去することが重要です。

アンケート調査では、現在学校等に通っている人に対して感じることを訪ねたところ、42.9%の人が「今の保育所や学校に満足している」と答えていますが、21.4%の人は「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」と答えています。また、学校等に通っていない人の学校等への要望を聞いたところ、「特にない」と答えた人が約半数いる一方で、21.6%の人が「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」、20.6%の人が「障がいの状況に配慮した施設や設備、教材等を充実してほしい」とさらなる充実を求めています。

今後もインクルーシブ教育を進め、障がい者への理解を深めるとともに、障がいの種類や程度に応じた個別教育の充実が求められます。

### 【今後の取組】

- 地域・家庭・学校・職場との連携を強化し、福祉教育の充実を図ります。また、障がい者への正しい理解と認識を深めるためには、小・中学校の教育の場において啓発を図る必要があり、特別支援学校・学級の児童・生徒との交流教育を推進します。
- 面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、総合的な相談体制の充実に努めます。
- 特別に支援の必要な子どもや発達に障がいのある子どもについて、人生を通して就学就労などの節目に途切れることなく支援を受けられるよう、支援体制を整備します。

実施施策	概要
特別支援教育の充実	障がいに応じた特別支援教育を充実させます。
インクルーシブ教育の推進	すべての子どもがともに学ぶインクルーシブ教育を推進します。
教育環境の整備	障がい児や障がい者の教育環境を、そのニーズに応じて整備します。
高等教育における学生支援の推進	障がいがあることで高等教育を受ける機会を失うことがないように、支援を推進します。
福祉教育・人権教育の推進	障がいや障がい者の人権についての理解が深まるような教育を推進します。

#### 第4章 具体的施策の内容

実施施策	概要
生涯を通じた多様な学習活動の充実	障がい者が生涯を通じて多様な学習活動をおこなえるように支援を充実させます。
視覚障がい者等の読書環境の整備	視聴覚の障がいを持つ人の読書環境を整備します。

## 5 文化・スポーツの振興

### 【現状と課題】

障がいのあるなしにかかわらず、様々なスポーツ、芸術及び文化活動に参加することは、生活を豊かにするとともに地域交流を促進する効果があります。一方、障がいのある人が活動に参加するためには、障がいの種類に応じた環境を整備する必要があります。本町はこれまでも障がいのある子どもが利用できるように「点字付きさわる絵本」や「LLブック」「マルチメディア DAISY 図書」などの購入や、また講演会等での手話通訳の配置などを行ってきました。

今後も、障がいのある人がスポーツ、芸術及び文化活動に親しみ、これらの活動を通じて社会参加と地域交流を実現するための環境整備を推進します。

### 【今後の取組】

- 障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。スポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。
- 文化・スポーツ施設等を障がいのある人が容易に利用できるよう、快適な空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めます。

実施施策	概要
文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実	障がい者の文化・芸術活動を支援するとともに、障がい者が余暇にレクリエーション活動を楽しめるよう支援します。
スポーツを親しめる環境の整備	障がい者がスポーツを親しめる環境を整備します。障がい者スポーツ事業の推進と、障がい者をはじめ広く住民に対する啓発・広報活動の積極的な推進を図ります。

## 6 医療・福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

障がい者がそれぞれの地域で安心して暮らすためには、必要な医療やリハビリテーションが受けられる必要があり、また日常生活を支援する福祉サービスの環境が整備されていることが必要です。

アンケート調査では、16の障がい福祉サービスについて、利用状況と利用意向を聞いています。その結果、利用率は最も高い「生活介護」でも22.0%、平均で8.2%にとどまったのに対して、利用意向は最も高い「居宅介護（ホームヘルプ）」が44.6%、平均で25.5%と、利用率と利用意向に17.3ポイントの差があることがわかりました。

今後も、医療・福祉の利用環境について整備を推進すると同時に、利用の障壁となっている要因について分析を行い、必要な医療・福祉サービスが適切に提供されるように改善していくことが求められます。

### 【今後の取組】

- 新たに基幹相談支援センターを設置して相談支援体制の強化を図るほか、重層的支援体制整備事業による分野にとらわれない相談体制とすることで、複合的な相談支援体制の充実化を進めます。
- 保護者及び介護者の負担を軽減するとともに、障がいのある人本人の日常生活の支援を行うため、在宅福祉サービスの充実化を図ります。
- 障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、県及び近隣市町と連携して通所・入所施設の利用を支援します。

実施施策	概要
障がい児に対する支援の充実	障がい児が安心して暮らせるように医療・福祉サービスを充実させます。
聴覚障がい児の早期発見・早期療育	聴覚障がい児を早期に発見し早期に療育するように努めます。
聴覚障がい者への支援	手話通訳者の派遣、遠隔手話通訳サービスの利用を促進します。
精神保健・医療の適切な提供等	精神障がいの人が適切な保健医療を受けられるように環境整備を行います。
保健・医療の充実等	障がい者が安心して暮らせるように保健・医療を充実させます。
医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援	医療的ケアを必要とする障がい児や障がい者への支援を充実させます。
発達障がい児・者への支援	近年増加している発達障がい児・障がい者が十分な医療を受けられるように支援を推進します。

実施施策	概要
保健・医療を支える人材の育成・確保	障がい者の保健・医療を支える人材を確保するとともに人材育成を推進します。
日常生活用具給付等の充実	障がい者の日常生活を容易にするため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。
各種助成制度の周知	年金・手当（特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当、障がい年金、心身障がい者扶養共済制度）がより適切に活用されるよう、障害者手帳交付時の案内や広報紙等により周知を図ります。

## 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

### 【現状と課題】

障がいのある人もない人も分け隔てなく生活できる地域共生社会を実現するためには、障がい者が自立し、自らの考え方や意思決定を表明できる環境整備が必要です。また、障がい者が自立するためには自らの意思で移動できることも重要です。

アンケート調査では、障がい者にとって住みよいまちづくりをつくるために必要なことはなにか、という問いに対して、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と答えた人が52.3%いました。また、外出の際の交通手段として、「自家用車（家族運転）」と答えた人が50.8%であり、半数の人が家族に依存している結果です。

障がい者が自立し、意思決定を行える環境を整備するためには、総合的な相談窓口の充実と、移動支援の整備が重要です。

### 【今後の取組】

- 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。
- 重層的支援体制整備事業による参加支援事業を活用する等により障がいのある人のニーズと地域の資源とをつないだり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。つながりが継続するための長期的な支援も行います。

実施施策	概要
意思決定支援の推進	意思決定に支援が必要な障がい者がサービスを適切に利用できるようにガイドラインの普及や研修の実施等を推進します。
相談支援体制の構築	障がい者が自らの決定に基づき身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を提供するための体制の構築を推進します。
地域移行支援	障がい者支援施設の入所者、精神科病院の入院患者の中で支援を要する人に対して、退所・退院後に地域での生活にスムーズに移行できるよう支援します。
在宅サービス等の充実	在宅で支援が必要な障がい者に対して在宅サービス等の充実を推進します。
障がい福祉サービスの質の向上等	障がい福祉サービスの質の向上をはかり、障がい者及び介護者が安心してサービスを受けられるようにします。
障がい福祉を支える人材の育成・確保	障がい福祉を支える人材を確保し、育成を図ります。

実施施策	概要
福祉用具の活用の推進	障がい者の心身の負担を軽減するように福祉用具の活用を推進します。
移動しやすい環境の整備等	障がい者が自立し、自らの意思で移動ができるよう、環境整備を推進します。
福祉有償運送の利用促進	障がいなどにより単独での移動が困難な人であって、公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、社会福祉協議会や NPO 法人等が運行している福祉有償運送の利用促進を図ります。
グループホームの充実	自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）の必要量の確保に努めます。

## 8 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【現状と課題】

就労を望む障がい者にその機会を提供することは、自立を促進し、社会参加にもつながります。また、民間企業も障がい者を雇用者として受け入れることによりブランドイメージの向上が見込めるだけでなく、企業内に多様性が生まれ、組織が活性化する等の効果も見込めます。

アンケート調査では 32.9%が「就労を希望していない」と答えており、また 21.4%が「働きたくても働けない」と答えており、半数以上が就労の意向を示していません。

また、就労している障がい者に満足度を聞いたところ、「雇用形態」「仕事内容」「職場の施設や設備の面」「職場の人間関係の面」「職場でのサポート」では約 8 割以上の方が満足していると答えていますが、「就労による収入」では、約 4 割の方が不満を持っています。

今後も、障がい者の就労環境の改善を支援することが必要です。

### 【今後の取組】

- ハローワークや紀南地域障がい者就業・生活支援センターColors（カラーズ）、近隣市町と連携し、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。
- 障がいのある人の継続した就労を支えていくため、広域で組織する紀南地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、関係機関で情報を共有しながら、啓発や支援を行っていきます。
- 企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図るほか、就労等による収入が得られない障がいのある人に対し共済制度や各種年金・手当等の周知、手続等の支援を行います。

実施施策	概要
総合的な就労支援	就労意向のある障がい者が就労できるように総合的な就労支援を行います。
経済的自立の支援	障がい者が地域で自立した生活ができるように、経済的自立を支援します。
障がい者雇用の促進	企業等が障がい者を受け入れるように雇用の促進を図ります。
障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図ります。
障がい者就労施設等からの優先調達	障害者優先調達推進法に基づき、町内の障がい者就労施設等からの優先調達に努めます。

実施施策	概要
訓練施設等通所交通費補助金の支給	障がいのある人が訓練等施設に通うとき、その経済的負担を軽減し、自立と社会参加を促進するため、必要な交通費を補助します。
進路指導体制の充実	地域自立支援協議会を中心に事業所、特別支援学校等との連携を深め、事業所見学や就労に関する講習会、卒業前の移行支援会議などを通じて障がい者の就労支援を推進します。

## 9 防災、防犯等の推進

### 【現状と課題】

風水害や震災など自然災害の発生時において、障がい者が障がいのない人と同様の避難行動を取ることは困難である場合が想定されます。そのため、障がい者の被害を最小限に食い止めるためには平素からの準備が重要になります。それは発災時の避難行動にとどまらず、予知の段階、避難行動、避難所での生活、生活再建と段階ごとの準備が求められます。

アンケート調査では、災害時の避難について、「一人で避難できない」または「分からない」と答えた人は合わせて65.9%にのぼります。「できない」と答えた人にその理由を聞いたところ、「避難所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」を選んだ人は47.6%とおよそ半数です。

また、災害時での避難所の利用について、利用したいと思いますか、という問いに対して「いいえ」と答えた人は53.4%と半数を超えています。「いいえ」と答えた人にその理由を聞いたところ、「周りの視線が気になる」と答えた人が38.9%で最も多くなっています。

本町では「紀宝町地域防災計画」を策定しており、災害時の障がい者への対応は「要配慮者」への保護や対策として記載しています。アンケート調査の結果を踏まえ、対策を行うことが必要です。

### 【今後の取組】

- 地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、町民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。
- 地域防災力（消防団、自主防災組織）の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策等、防災体制の充実を図ります。

実施施策	概要
防災対策の推進	障がいのある方にも対応した事前防災行動計画（タイムライン）の推進に努め、防災体制の充実を図ります。
避難行動要支援者名簿の整備	災害時に自力で避難することが困難な人の名簿を作成し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備します。
防犯対策の推進	障がい者が犯罪に合わないよう警察、民生委員、児童委員、自治会等と連携し、防犯対策を推進するとともに、犯罪発生時の迅速な連絡体制を強化します。

実施施策	概要
自主防災組織の育成指導	地域住民による自主的な防災活動を促進し、地域の災害対応力を高めるため自主防災組織や防災に関するボランティアの育成を図り、障がい者の避難や救助、情報連絡体制の確立を図ります。また、自主防災組織の組織率の向上を図ります。
福祉避難所の拡充	今後発生が予想される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、福祉避難所の指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、町民への周知等に努めます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 住民参画の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。また、障がい者への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安心・安全の支援体制等の充実を図っていきます。

### 2 関係機関における連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、市内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

### 3 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、PDCA（計画策定—推進—評価—見直し）サイクルを導入し、点検・評価を行っていく必要があります。

そのため、本計画では各施策の実施状況等について広く意見を聴きながら計画の点検・評価を行い、次年度の事業に反映できるよう、進捗管理を行っていきます。

